

第3回那須塩原市上下水道事業審議会（水道事業） 議事録（要旨）

- 日時：令和8年1月22日（木） 午後1時00分～午後2時30分
- 会場：那須塩原市役所 西那須野支所 301・302・303会議室
- 出席者：委員9名
事務局12名、(株)NJS（水道料金シミュレーション及び財政収支分析支援業務受託者）2名

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1)第2回審議会の振り返り

事務局より資料に基づき説明

(2)水道料金改定の基本方針

事務局より資料に基づき説明

(3)水道料金水準の検討

事務局より資料に基づき説明

会 長：質疑があれば、ページ数を示した上(2)から順にお願いします。

A委員：5～6ページについて伺いたい。

現行の従量料金は2段階の設定で公平な体系と説明をされていたが、私は公平性について疑問に思う。他事業体の事例説明にもあった、3段階・4段階に設定を細分化し、使用量が多い大口利用者の従量料金を少し増やす体系の方が公平と考えるが、どうか。

会 長：重要な論点の一つと思う。2段階の料金体系の逡増度について、公平性の観点からどのような理解が必要か説明いただきたい。

事務局：大口利用者ほど高い料金設定にした方が、単価および逡増度が高くなり、使用料金の増収が見込めるのではないかという意見と理解した。

それらを行わず、一般家庭も大口利用者も料金設定が変わらない設定という意味で、「公平」という言葉を用いた。一方で、逡増度が高い料金設定にした場合、大口利用者の使用料金への依存度が高い料金体系となるため、大口利用者の使用量が減少した際に、料金収入が下がってしまう懸念がある。また、一般家庭と大口利用者との逡増度に大きく差が生じる。

以上の点から、公平性、特定の区分の方の使用量に依存しない形で検討の結果、現行料金体系に維持が望ましいと考える。

A委員：他事業体で多段階を採用している実態がある。他事業体と意見交換などはしているのか。

事務局：他事業体との調整、意見交換はしていない。

A委員：他事業体と意見交換の結果、本市は現行の料金体系維持が望ましいと確信を得た上での決定であればと思い、伺った。

B委員：6ページの逡増度について伺いたい。本市は他事業体と比較して逡増度が低いと理解した。一方で、塩原温泉などの寒冷地域では、水道が凍らないようインフラ維持のために仕方なく水道水を出しっぱなしにする地域も多いと思う。そのような地域に対して考慮はされているか。

- 事務局：出し水減免についての話と理解した。合併前の塩原町では採用されていたが、那須塩原市合併以降は採用されていない。
- B委員：寒冷地の配慮は必要と思う。那須塩原市の逡増度は低いが、他事業体と比べて料金の上り幅が大きく見えるが、どうか。
- 事務局：逡増度は最高単価と最低単価のみで比較しており、本市では2段階のため、上り幅が大きく見える。一方で、他事業体は3、4段階の各段階をつないで傾きを見ているため、本市の傾きはそこまで急激ではない認識である。
- B委員：寒冷地域ではインフラ維持のために水を出している。水道法の公平性の観点から、通常の地域と寒冷地域で料金体系が同じで良いのか。
- 会 長：地域の特性がそれぞれあるため、その特性を踏まえた公平性を考えていただきたいという意見と思う。重要な論点であるが、今回の審議は料金水準のみを対象とし、料金体系は現状維持の方針としている。そのため、料金体系自体の見直しを行うための議論ではないことをご理解いただきたい。
また、補足を申し上げますと、料金体系には使うほど料金単価が上がる「従量逡増制」、使用量に関係なく単価が同じ「均一制」、使うほど単価が下がる「従量逡減制」の3種類がある。全国的には、従量逡増制の料金体系の割合が多いが、(公)日本水道協会のガイドラインによると均一制が望ましいとなっており、公平性や原価の割り振りなどの観点から、色々な考え方があることを紹介させていただいた。
今回は、料金体系は現状維持としているが、次回以降の見直し時にこの議論は避けられない論点と考える。それまでの間にご理解をいただきたい。
- C委員：8ページで、水道料金を過度に徴収しすぎないという説明があったが、具体的にどの程度だと徴収しすぎとなるのか。
今回、改定率を3パターン示しているが、何%以上だと上げすぎているなどの基準があるのか。
- 事務局：具体的な基準は無いが、水道料金の決定原則に基づき、見込まれる不足額を過度に超える料金設定は行わない考えである。
- 会 長：資料12ページにあるとおり、現行料金の場合、14.4億円の不足額が見込まれており、不足額を水道料金から補填するためには、13.41%の改定率が必要となることが前提である。
ただし、具体的な改定率の検討としては企業債比率も関連するため、企業債比率を40%、50%、60%と設定した場合の改定率が事務局から説明があった数値である。
- A委員：昨今の経済情勢、物価上昇やこれまでの審議会を経て、本市の水道事業の健全な運営を図る上で、料金改定をせざるを得ないことは理解した。
- D委員：水道事業の財源確保のため料金改定が必要だということは理解した。
ただ先日、市長より水道料金減免の発表がなされており、今回の改定と相反することになっているが、いかがか。
- 事務局：市長の発表は、国の重点支援交付金を活用し、水道料金の基本料金減免を4ヶ月から6ヶ月行うことを決定したものである。
減免分は交付金で賄うということであるため、水道事業としての財源は変わりなく、水道料金改定の必要性には変わりはない。
- D委員：料金が一時的に下がった後、料金改定の実施が想定され、上がり幅が大きくなってしまふことが懸念される。
- 事務局：仰る通り、料金の幅が大きくなる点については懸念している。現在のところ、減免期間が終了し、通常の料金に戻ってから、改定という段階で進めたいと考えている。
- A委員：基本料金の減免は国の給付金であること、水道事業の赤字が見込まれるため料金改定

が必要なことについて告知が必要と思う。

B委員：12ページ支出の部の維持管理費について、恒久的に変わらないという理解でよいか。水道料金改定により確保した財源は、維持管理費等に充られることになるかと思うが、更新設備の燃費向上などによるコスト減少は見込まれているか。

事務局：仰る通り、性能が良くなることによりコストが少し抑えられるというような機器も出てくる可能性もあるが、資材や人件費の上昇を見込んだ維持管理費として試算している。

会長：活発な議論ありがとうございます。
事務局からの説明の通り、今回の審議会では、提示された3種類の改定率パターンの中からどれが最も妥当なパターンか議論を行い、次回の方向性を確認したいと考えるが、意見はどうか。

A委員：不安材料を残さないという観点から②が最良と考える。

D委員：私もA委員同様、②が良いと思うが、例えば、②・③を試してみても、それでも赤字が見込まれる場合に再度改定を検討するなどの案も必要と思う。

E委員：不足が生じるたびに段階的に料金を引き上げるよりも、将来の不足が見込まれている以上、最初から①の改定率が良いと思う。
将来世代に負担を残すのではなく、現在の世代が可能な範囲で負担することが望ましいと考える。

F委員：①に賛成である。消費税同様、段階的に上がるよりも、長期的に見て最初に数値を決めた方が良いと思う。

C委員：①に賛成である。今後も人口減少や高齢化が進むことを踏まえると、将来的に再度改定の必要が出てきた場合に、上り幅が大きくなることが想定されるため、早い段階での対応が望ましいと考える。

G委員：料金水準検討の3パターンはいずれも資金残高が右肩下がりの状況にあり、資金残高がなくなると、再度料金改定を検討しなければならない点を踏まえて、①が妥当と考える。

B委員：事業者の立場から見るとかなり上がる印象を受ける。
現状で、水道料金収入は一般家庭と一般家庭以外の事業者ではどちらが多いか。

事務局：水道料金全体収入の24億円のうちの約8割にあたる18億円が一般家庭からの収入となっている。

B委員：事業者に関しては少し配慮していただけるとありがたい。案としては中間の②が妥当と考える。

H委員：改定率が不足額の割合に近い点、企業債比率が令和8年度で見込まれる60%から少し抑えた比率が望まれると指摘がある点から②が妥当と考える。

会長：3パターンの中では①と②で意見が割れ、③が妥当だという方はいらっしゃらなかったため、①か②のいずれかで、改定率の検討を進めることになると思う。
事務局から取りまとめについて何かあるか。

事務局：本日の第3回審議会では、一つの案に絞るところまでは考えていない。①か②が妥当であろうという結果をもって、第4回審議会において下水道の検討内容と合わせて、検討いただければと思う。

A委員：委員の皆様、一言だけ申し添えておきたい。
将来世代に負担を残したくないという理想も理解しているが、物価高で生活苦である状況も念頭に置いていただきたい。

4 その他
事務局より事務連絡

5 閉会